

毎週火、金曜日発行（但休日相当日）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

生活保護法による医療機関の指定
生活保護法施行規則による指定医療機関からの辞退の届出

米飯提供業者の登録

肥料の登録

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

町営土地改良事業の認可

数人が共同して行なう土地改良事業の認可

”

土地の公用廃止

◇正誤

昭和三十九年十月二十日付け鳥取県告示第五百九十二号中訂正

告示

鳥取県告示第五百九十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年十一月一日から施行する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県中小家畜試験場 米子市両三柳」を

「鳥取県中小家畜試験場 米子市両三柳

鳥取県種畜場

鳥取市国安二一〇の一」

に改める。

鳥取県告示六百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名

昭和三十九年九月五日 野口内科医院 米子市角盤町四丁目五番地 内科、小児科 野口 哲夫

鳥取県告示第六百一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があつたので、同規則第十六条の規定により告示する。

昭和三十九年十月三十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 辞退理由 辞退年月日

小泉医院 鳥取市吉岡温泉町 内科、婦人科 病気のため 昭和三十九年六月十九日

松原医院 鳥取市吉方五二七 皮泌尿科、内科 高年のため 昭和三十九年四月一日

鳥取県告示第六百二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

米飯第一七一号 昭三九、一〇、一 岩佐甲子郎 清風荘 米子市皆生一、八六〇 住所に同じ。

鳥取県告示第六百三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により次の肥料を登録したので、同法第十六条第

一項の規定に基づき、告示する。

昭和三十九年十月三十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四八号	大栄複合肥料 麦第一号	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長 茂住 正
第三四九号	大栄複合肥料 麦第二号	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 内水溶性りん酸 水溶性加里 く溶性苦土	"

